

令和5年度「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」関連事業一覧

【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標8 子どもの貧困対策を推進します

No.	部局名	課名	事業名	重点目標項目				重点枠事業	新規継続	R4 予算額 (千円)	R5 予算額 (千円)	令和4年度の取組状況	令和5年度の主な事業内容	施策の 方向性等
1	健康福祉部	健康福祉政策課	生活困窮世帯児童等学習支援事業	8					15,454	15,481	生活困窮世帯の児童に対する学習支援、進路相談等を県内全域の町村で実施した。 ・対象地域 県内全域の町村（教委等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村は除く） ・対象児童 生活困窮世帯の児童（小4年生～中学生、必要に応じて小学校低学年及び高校生世代） ・実施方法 委託	生活困窮世帯の児童に対する学習支援、進路相談等を県内全域の町村で実施する。 ・対象地域 県内全域の町村（教委等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村は除く） ・対象児童 生活困窮世帯の児童（小4年生～中学生、必要に応じて小学校低学年及び高校生世代） ・実施方法 委託	1①	
2	健康福祉部	こどもみらい課	ひとり親家庭等生活向上事業費補助	8					996	498	市が実施主体として学習支援事業を実施した1市に対し、事業費の補助を行った。	市が実施主体として学習支援事業を実施する際の事業費の補助を行う。	1①	
3	健康福祉部	こどもみらい課	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	8					1,700	1,420	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行った。	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、引き続き入学準備金及び就職準備金を貸付する。	1③	
4	健康福祉部	こどもみらい課	仕事と子育ての両立に向けたひとり親家庭サポート促進事業	8				重点枠事業	5,720	13,499	ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、ワンストップ相談体制の検討やひとり親家庭就業・自立センターの周知及び専門相談員の配置、事業所の理解促進に取り組んだ。	ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、ワンストップ相談モデル事業を実施するほか、引き続きひとり親家庭就業・自立センターの周知及び専門相談員の配置、事業所の理解促進に取り組む。	1③	
5	健康福祉部	こどもみらい課	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助	8					73,579	73,755	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費を支援した。 (R4年度貸付人数 14人)	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費を支援する。(貸与上限額60万円、貸付人数100人)	1④	
6	健康福祉部	こどもみらい課	子どもの未来応援ネットワーク強化事業	8	12				2,428	10,228	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、関係団体のネットワークを強化し取組を促進させるとともに、子どもの居場所づくり運営団体等への支援を行った。	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、関係団体のネットワークを強化し取組を促進させるとともに、子どもの居場所づくり運営団体等への支援を行う。	1②	
7	健康福祉部	こどもみらい課	乳幼児はつらつ育成事業費補助金	8					735,941	701,313	子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児の健康の保持増進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が行う乳幼児への医療費給付事業に要する経費の2分の1を助成した。 対象市町村 39市町村	引き続き、市町村が実施する乳幼児への医療給付事業に要する経費に対し助成を行う。	1④	
8	健康福祉部	こどもみらい課	ひとり親家庭等医療費補助事業	8					457,069	444,334	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童（18歳に達した年度末まで）、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成した。 県内40市町村で実施。	引き続き、ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童（18歳に達した年度末まで）、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	1④	